

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700213 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700188 号

第 1 結論

請求期間①及び③について、請求者の A 社における標準賞与額を平成 19 年 12 月 10 日は 24 万 2,000 円、平成 20 年 12 月 10 日は 20 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②について、平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額を 21 万 6,000 円から 24 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (平成 20 年 7 月 10 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 10 日
② 平成 20 年 7 月 10 日
③ 平成 20 年 12 月 10 日

A 社における請求期間①及び③の標準賞与額の記録がない。また、請求期間②の標準賞与額が実際の賞与額より低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び③について、請求者から提出された賞与支払明細書の写し及び A 社の回答により、請求者は、平成 19 年 12 月 10 日に同社から 24 万 7,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (24 万 7,000 円) より低い標準賞与額 (24 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料 (1 万 8,117 円) を事業主により賞与から控除され、平成 20 年 12 月 10 日に 22 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (22 万 6,000 円) より低い標準賞与額 (20 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料 (1 万 6,000 円) を事業主により賞与から

控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②について、請求者から提出された賞与支払明細書の写しにより、請求者は、オンライン記録において確認できる標準賞与額（21万6,000円）を超える賞与（25万4,250円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（25万4,000円）より低い標準賞与額（24万1,000円）に基づく厚生年金保険料（1万8,000円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月10日は24万2,000円、平成20年7月10日は24万1,000円及び同年12月10日は20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の請求期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。